

平成20年1月28日(月) 開催

子ども応援特別委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 土木委員会室

○ 開 会

1 付託事件

①子育て支援対策に関する調査

(1) 「おかやま子育て応援宣言企業」への岡山県知事賞の授与について

②青少年の健全育成に関する調査

(2) 第2次岡山県子ども読書活動推進計画(案)について

○ 次回の委員会

平成20年2月18日(月) 午前10時30分開催

○ 閉 会

子ども応援特別委員会資料

○ 子育て支援対策に関する調査

- 1 「おかやま子育て応援宣言企業」への岡山県知事賞の授与
について P. 1

○ 青少年の健全育成に関する調査

- 1 第2次岡山県子ども読書活動推進計画（案）について P. 3

平成20年1月28日

生活環境部・保健福祉部・産業労働部
教育委員会・警察本部

「おかやま子育て応援宣言企業」への 岡山県知事賞の授与について

県では、昨年8月から、仕事と育児が両立できる環境の整備や地域における子育て支援等に積極的に取り組むことを宣言した企業・事業所（以下、「企業等」という。）を「おかやま子育て応援宣言企業」として登録していますが、このたび、登録した企業等のうち、独自性、先進性のある取組内容を宣言するとともに、その実現に向けて特に積極的に取り組み、他の模範となる優れた成果があったものに対し、次のとおり、県知事賞を授与することとしました。

1 選考の対象

「おかやま子育て応援宣言企業」として平成20年1月10日までに登録した企業等（36社）

2 選考方法

1月22日（火）、委員7名からなる「おかやま子育て応援宣言企業」表彰選考委員会（委員長：喜多嶋 美枝子 岡山県社会福祉審議会委員）を開催し、次のとおり授与する企業等を選考した。

3 授与する企業等

登録番号	企業等の名称	主な宣言内容とその取組状況（概要）
19006	医療法人社団清和会 笠岡第一病院 (笠岡市)	○育児休業の取得向上、復帰後の勤務体制への対応 今年度、出産した女性職員100%が育児休業を取得。復帰する職員本人の希望を聞き、常勤からパート職への変更、配置転換、夜勤の免除等の対応を行っている。また、5歳以下の幼児の保育料の一部を助成している。
19016	尾崎商事株式会社 (岡山市)	○育児休業者用支援サイトの設置、保育料の一部補助 育児休業者用支援サイトを設置、育児休業中の従業員が情報交換やオンライン講座の受講、カウンセリング等に活用している。また、職場復帰に際し保育施設に子どもを預けた従業員に保育支援手当を支給している。
19020	両備ホールディングス株式会社(岡山市)	○再就職登録制度の導入、出産準備休職制度の創設 出産、育児等を理由に退職する社員を希望により登録、就業条件が合えばグループ内に再就職できる制度を導入し、退職者を登録している。また、妊娠後、早い時期からの休暇を認めている。
19029	株式会社中国銀行 (岡山市)	○育児中のお客さまの支援、地域における子育て支援 子育て支援をCSR・地域貢献活動の主要な項目と位置付け、こども110番連絡所運動への協力、子育て支援コンサートへの特別協賛、県少年サッカー5年生大会の開催等を行っている。
19030	社会福祉法人愛誠会 特別養護老人ホーム 唐松荘 (新見市)	○両立支援委員会の提言の取入れ、男性の育児休業取得 毎月1回開催している両立支援委員会の意見要望等を参考に、個別面談や柔軟な働き方の承認等、一人ひとりに合わせた両立支援を行っている。また、1月から男性職員1名が育児休業を取得している。

4 県知事賞授与式（予定）

- (1) 日 時 2月20日（水）10：30～
 (2) 場 所 県庁3階大会議室

5 選考の基準

企業等の事業規模の大小や業種・業態も勘案しながら、次の①から④の選考基準に沿って選考を行った。

〔企業等が宣言した取組内容について〕

- ① 独自性（ユニークな取組であるか。）
 ② 先進性（チャレンジ精神のある取組であるか。）

〔企業等から徴取した取組状況について〕

- ③ 宣言内容の実現に向け、積極的な取組を推進しているか。
 ④ 他の模範となる優れた成果があったか。

【参考】

○「おかやま子育て応援宣言企業」登録状況（平成20年1月10日現在）

(1) 所在地別内訳

所在地	登録数	所在地	登録数	所在地	登録数
岡山市	19	総社市	1	美作市	1
倉敷市	6	新見市	1	浅口市	1
津山市	3	備前市	2		
笠岡市	1	瀬戸内市	1	計	36

(2) 事業内容別内訳

事業内容	登録数	事業内容	登録数	事業内容	登録数
医療・福祉	12	小売業	2	運輸・通信業	1
製造業	6	ソフトウェア設計開発	1	電気・ガス業	1
サービス業	6	情報処理サービス業	1	その他	2
金融・保険業	3	人材派遣業	1	計	36

(3) 従業員数（応募時）別内訳

従業員数	登録数	従業員数	登録数	従業員数	登録数
1人～100人	19	201人～300人	2	1,001人以上	2
101人～200人	9	301人～1,000人	4	計	36

(4) 宣言内容別内訳

宣 言 内 容	宣言数
仕事と育児が両立できる環境の整備に向けた取組	48
働き方の見直しによる仕事と生活の調和に向けた取組	15
地域における子育てを支援する取組	24
女性の再チャレンジを支援する取組	8
若者の就労を支援する取組	10
計	105

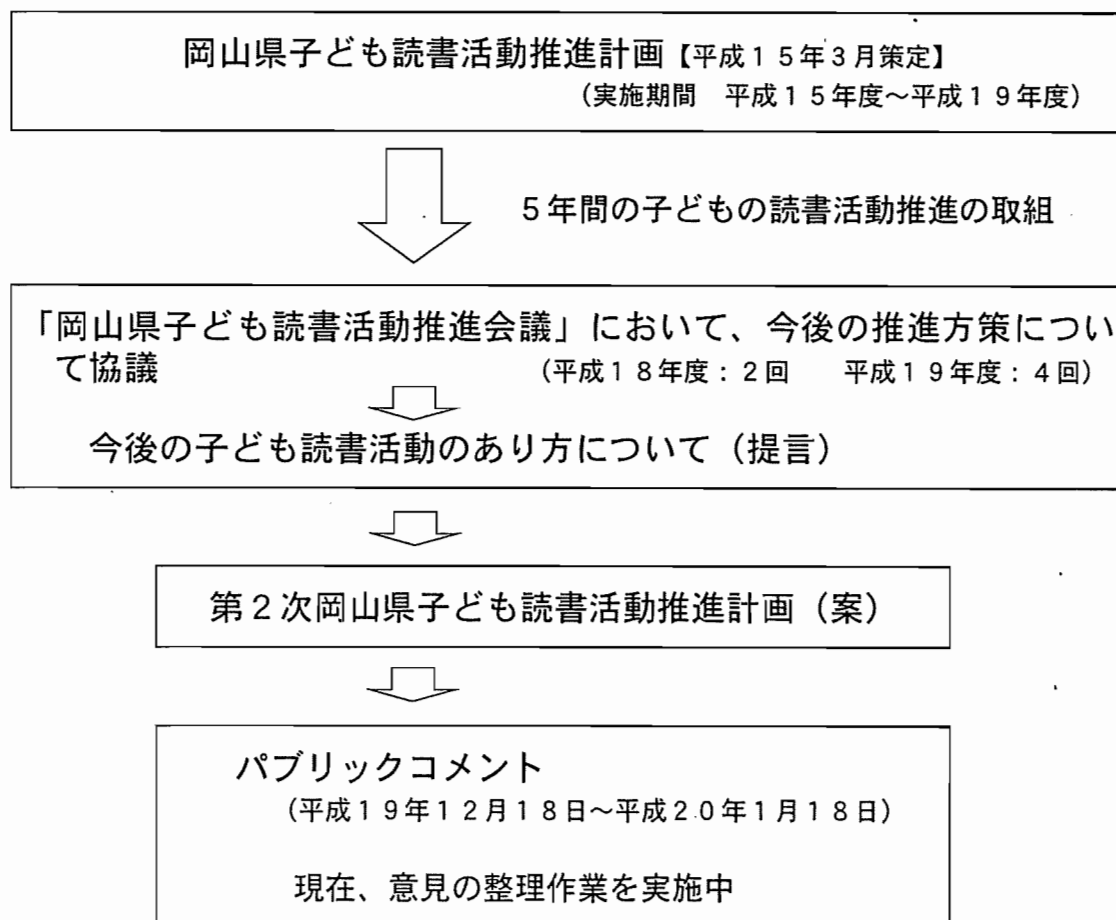
第2次岡山県子ども読書活動推進計画（案）について

岡山県教育庁生涯学習課

岡山県では、「子ども読書活動の推進に関する法律」や国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、平成15年3月に、「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」を策定し、家庭・地域・学校等で様々な取組を行ってきましたが、本年度がその計画の最終年度となり、今後も、引き続き子どもの読書活動を推進していくことが必要であることから、今後5年間の方針を示す「第2次岡山県子ども読書活動推進計画」の策定を進めております。

この度、岡山県子ども読書活動推進会議をはじめ、関係の方々からご意見をいただきながら、次のとおり「第2次岡山県子ども読書活動推進計画（案）」を取りまとめ、現在、この計画案に対して、県民の皆様からパブリックコメントによりいただいたご意見を整理しております。

■ 計画策定の経緯



第2次岡山県子ども読書活動推進計画（案）

～おかやまどどん読書プラン～

【 概 要 】

平成20年3月策定予定

- この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第1項の規定に基づき、岡山県が策定する。
- この計画は、岡山県子ども読書活動推進計画（平成15年3月策定、H15～H19、第1次計画とする）を踏まえて策定する。

第1章 はじめに

- 【目標】** 子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして、自主的な読書活動に至るまで、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備する。
- 【特徴】** 学識経験者や図書館関係者、読書団体関係者等で組織する岡山県子ども読書活動推進会議からいただいた提言「今後の子どもの読書活動のあり方について」に基づき、子ども読書活動推進の意義やこの5年間の取組の成果を踏まえて、官民協働による子どもの読書活動を推進する。
- 【期間】** 平成20年度から5年間実施する。

第2章 第2次岡山県子ども読書活動推進計画策定にあたっての考え方

1 子どもの読書活動推進の意義

- 読書活動は、子どもの成長にとって大変重要であり、よりよく成長するための有効な手段の一つであると考える。
 - ・ 読書は子どもに生きる喜びや楽しみを与え、知的好奇心を満足させるだけでなく、生きるために必要な想像力・思考力・言葉を使う能力などを養い、生涯にわたって自分を支え、成長させていく力の源となる。
 - ・ 読書を通じて様々な表現に触れることにより、子どもは自分自身の考えを整理し、それをうまく表現する力を身に付けることができるようになる。

2 第1次計画に基づいた取組の主な成果と課題

- 【成果】**
- ・ 県立図書館開館により児童図書が充実し、多くの県民に利用された。
 - ・ 県内の読書ボランティア団体数が増加するとともに、ネットワークも構築され、各地域の取組が充実した。
- 【課題】**
- ・ 官民協働（パートナーシップ）による取組の成果を踏まえ、今後、より幅広く子どもの読書活動推進の意義を呼びかけ、さらに多くの県民の参画を促していくことが必要である。

第3章 基本の方針・重点プロジェクト

1 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進

県は、保護者、子どもの読書活動にかかわるボランティア・NPO、企業等とも連携しながら、県民総参加のもと、子どもたちがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組む。

2 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進

県立図書館は、児童資料部門を中心に、児童図書資料の整備や読み聞かせなどの直接的な児童サービスを提供するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携を図りながら県全体の子ども読書活動推進のためのセンター的役割を果たす。

3 学校における子どもの読書活動推進

学校図書館の蔵書や資料、設備等の読書環境を整備するとともに、学校教育の中で子どもたちの読書習慣の形成・確立を進め、豊かな読書力が身に付くよう取り組む。

4 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動推進

県民がいつでもどこからでも利用できる、全県的な高速インターネット環境を活用した読書環境の整備を進める。

5 子どもの読書活動推進に関する啓発

広く県民の間に子どもの読書活動を推進する気運が高まるよう、子どもの読書活動の意義や重要性について啓発する。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動推進

(1) 家庭における子どもの読書活動推進

- 多くの保護者が参加する様々な学習機会を活用して、読書活動の重要性についての理解の促進を図る。
- 家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係の部局、子育て支援団体等とともに、子どもの生活リズム向上を目指し、テレビ・ゲーム・インターネットに接する時間を減らし、読書や外遊びなどを推進する取組を支援する。

(2) 地域における子どもの読書活動推進

- 県立図書館において、新刊児童図書の新刊購入や児童図書研究書の収集など児童図書資料の整備を図り、県内の市町村立図書館を支援する。
- 県立図書館は、県下の高等学校図書館等に対し、図書館資料を貸出し搬送する。
- 児童館や公民館等の施設を有効に活用した取組を働きかける。
- 市町村立図書館とともに、民間団体間及び関係機関の連携・協力の促進を図るなど、子ども読書活動ネットワークを支援する。

2 学校等における子どもの読書活動推進

(1) 学校等における子どもの読書推進

- 学校関係者の意識の高揚を図るため、学校教育の中での読書活動の位置付けの明確化等を促したり、「言葉の力」の育成に向けた取組を行ったりする。

(2) 学校図書館等の整備・充実

- 学校図書館の図書資料の計画的な整備を県内の市町村に呼びかけたり、学校図書館の活用に対する教職員の協力体制の確立を促したりする。

第5章 子どもの読書活動推進体制の整備及び広報啓発等

1 子どもの読書活動推進体制の整備

- 子育て支援関係の部局等との連携を深め、子育て支援・家庭教育支援施策と関連づけた取組を推進する。
- 地域全体で子どもの読書活動を推進するため、県及び市町村の図書館職員、学校関係者、ボランティア等が連携・協力した研修会を開催する。
- 「市町村子ども読書活動推進計画」策定のメリットを伝えるなど、県内全市町村において地域の実態に即した推進計画が策定されるように支援する。

2 広報啓発及び特色ある取組の奨励等

- 子どもの読書活動推進をより広く啓発するためのフォーラム等を開催する。

3 財政上の措置

- 県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第2次岡山県子ども読書活動推進計画

～おかやまどんどん読書プラン～

(案)

平成19年12月

岡山県

目次

第1章	はじめに	1
第2章	第2次岡山県子ども読書活動推進計画策定にあたっての考え方	3
	1 子どもの読書活動推進の意義	
	2 第1次計画に基づいた取組の主な成果と課題	
第3章	基本の方針・重点プロジェクト	10
	1 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進	
	2 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進	
	3 学校における子どもの読書活動推進	
	4 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動推進	
	5 子どもの読書活動推進に関する啓発	
第4章	子どもの読書活動推進のための方策	13
	1 家庭・地域における子どもの読書活動推進	
	(1) 家庭における子どもの読書活動推進	
	(2) 地域における子どもの読書活動推進	
	2 学校等における子どもの読書活動推進	
	(1) 学校等における子どもの読書活動推進	
	(2) 学校図書館等の整備・充実	
第5章	子どもの読書活動推進体制の整備及び広報啓発等	27
	1 子どもの読書活動推進体制の整備	
	2 広報啓発及び特色ある取組の奨励等	
	3 財政上の措置	

第1章 はじめに

子どもの読書活動は、子どもに生きる喜びを与えるものであるとともに、子どもが豊かな言葉を自分のものにし、人間らしい感情を育て、想像力や表現力を高め、コミュニケーション能力や考える力を養い、人生をよりよく生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

この子どもの読書活動のもつ重要性から、平成13年12月に、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備を推進することを基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。また、この法律に基づき、平成14年8月、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。(注：国の新計画は現在策定中のため表記の変更があります。)

本県では、法律や国の計画を踏まえ、平成15年3月に、「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」(以下、第1次計画という。)を策定しました。その中で、平成16年9月に開館の県立図書館の機能を生かした全県にわたる読書環境の整備や、県内で活発に活動しているボランティア・NPO等と連携した県民総参加の読書活動の推進など、5項目を基本方針としました。そして、第1次計画は平成15年度から実施され、この5年間に家庭・地域・学校等で様々な取組がなされてきました。

こうした中、本年度が第1次計画の最終年度となり、今後も、引き続き子どもの読書活動を推進していくことが必要であることから、今後5年間の方針を示す「第2次岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」(以下、第2次計画という。)を策定しました。

第2次計画は、第1次計画の「子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動に至るまで、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備すること」というねらいを引き継いでいます。策定にあたっては、これまでの取組の成果や課題、今後必要な推進方策について、学識経験者や図書館関係者、読書団体関係者などで組織する「岡山県子ども読書活動推進会議」に2年間にわたって審議をいただき、「今後の子どもの読書活動のあり方について」という提言をいただきました。また、平成17年7月に成立した「文字・活字文化振興法」の理念や国の計画等も踏まえて、新たに平成20年度から平成24年度までの5年間の読書活動推進の方策について示しました。

第2次計画では、第2章を「第2次岡山県子ども読書活動推進計画策定にあたっての考え方」として、子どもの読書活動推進の意義について新たに整理しました。第3章を「基本の方針・重点プロジェクト」、第4章を「子どもの読書活動推進のための方策」、第5章を「子どもの読書活動推進体制の整備及び広報啓発等」としました。

なお、県内の市町村には、独自の「市町村子ども読書活動推進計画」を既に策定したところや、現在、住民とともに地域に根ざした推進計画を策定しているところもあります。計画の策定にあたっては、法律や国・県の計画を基本とすることに加え、それぞれの市町村における子どもの読書活動推進の状況や課題等を踏まえることが大切です。計画を策定する過程で、自分の住んでいる地域の実態を調べることにより、子どもの読書活動の様子がわかり、読書関係者のつながりができ、市町村の総合的な子ども読書活動推進に役立つなどのメリットも大きいことから、すべての市町村において、「市町村子ども読書活動推進計画」が策定されることが期待されます。

この計画を子どもの読書活動推進にかかわるすべての人で共有し、岡山県における子どもの読書活動を社会全体で一層推進していくことを目指しています。

第2章 第2次岡山県子ども読書活動推進計画策定にあたっての考え方

第1次計画の実施から5年が経過し、各地で様々な取組が展開されました。第2次計画の策定にあたっては、第1次計画策定以降の取組を振り返り、その成果と課題を明らかにして、今後の施策の方向を示すことが重要です。

この章では、今後の方向を示す際の礎として、これまでの成果と課題を整理するとともに、なぜ子どもの読書活動推進が必要なのかについて、今一度原点に戻り、岡山県子ども読書活動推進会議の提言を基に、改めて整理しました。

1 子どもの読書活動推進の意義

なぜ、子どもの読書活動推進が必要なのか。

- 幼い子どもは、身近な大人に物語を語ってもらったり、本を読んでもらったりすることによって、言葉の豊かさや楽しさに触れるとともに、愛されているという安心感を満喫し、他者と感情を共有することの喜びを味わいます。これは、子どもが一生にわたって支えとなる自尊心を獲得し、他者への基本的信頼感を養う上で、大きな意味をもっています。
- 読書は子どもに生きる喜びや楽しみを与え、知的好奇心を満足させるだけでなく、生きるために必要な想像力・思考力・言葉を使う能力などを養い、生涯にわたって自分を支え、成長させていく力の源となります。
- 小学生くらいまでは、ストーリーテリングを聴いたり、本当に楽しい本を大人に朗読してもらったりして、聞くことによる物語体験をすることが大切だと言われていきます。この時期に、速読や多読に偏ると、想像力や思考力が働かず、形だけの読書になりかねないおそれがありますが、丁寧に語られた言葉をゆっくりと吸収し、想像力を働かせながら楽しむ経験を重ねることで、よりよい読書習慣が身につくことが期待できます。
- 読書が習慣となり、想像力・思考力・集中力を身に付けることは、相手を思いやり、生命を大切にしたりする「豊かな心」の育成の基盤となると考えられます。
- 読書を通じて様々な表現に触れることにより、子どもは自分自身の考えを整理し、それをうまく表現する力を身に付けることができるようになります。

○ 昔の子どもたちは、まわりのたくさんの大人たちに支えられて生きていて、昔話や物語、生きていく上で役に立つ話などを直接聞くことができる豊かな生活環境にありましたが、今の子どもたちは、必ずしもそのような状況ではありません。しかし、読書活動を通して貴重な文化を子どもたちに伝えることができれば、子どもが生きていく上で大きな力になるはずで

○ たくさんの本の中から、自分が求めている知識や感動を与えてくれる本、自分を支え、育ててくれる本を選び出すのは、たやすいことではありません。大人は、子どものためにそのような本を選択して手渡したり、選択に際して助言を与えたりすることを通して、子どもが自分自身で本を選ぶ力を身につけられるように支援をしていく必要があります。自分自身で本が選べるようになってはじめて、読書は生涯にわたって人を支え、育てることのできる大きな力になります。

このような点から考えて、読書活動は、子どもの成長にとって大変重要であり、よりよく成長するための有効な手段の一つであると考えます。

一方、子どもを取り巻く様々な環境の変化が、現在大きな問題となっています。中でもテレビ・ゲーム・インターネットなどとの過剰接触は、子どもの生活リズムを乱すだけでなく、生きる力を養うのに必要な実体験の機会を減少させ、それがコミュニケーション能力の低下などを引き起こしているという指摘もあります。絵本や物語には、人間や自然への関心をはぐくみ、実体験を豊かにすることに結びつく力が秘められており、テレビ・ゲーム・インターネットなどとのつきあい方の改善をめざす取組にあわせて、本に触れる機会を設けることも大切だと考えます。また、そのような取組を行うにあたっては、学校をはじめ、身近な大人たちの理解や連携・協力がますます重要になってきます。

子どもが読書を楽しむ習慣を身につけるには、身近な大人たちが読書を楽しんでいる姿を見て育つことも大切です。親子で一緒に同じ本を読んで、語り合うことができれば、親子関係はより温かく、豊かなものになるでしょう。

子どもの読書活動推進の取組は、子どもの健やかな成長のみならず、大人自身にも新たな発見をもたらし、自らを高めていくことにもつながるのではないかと考えます。

2 第1次計画に基づいた取組の主な成果と課題

(1) 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進

成果

- ・ 児童資料部門において、新刊児童図書の特集購入、児童図書研究書の購入をしています。
- ・ 市町村立図書館の求めに応じ、児童・青少年用図書資料の協力貸出しをしています。
- ・ へき地指定校や市町村立図書館、公民館図書室、読書団体等へ図書を一括貸出ししています。
- ・ 県立図書館と高等学校間に資料搬送システムの整備を進めました。(H19:41校)
- ・ 図書館職員等研修講座、県立図書館ボランティア養成講座、おはなしボランティア・ステップアップ講座等を実施しました。
- ・ おはなし会、小学生のためのおはなし会、ヨムヨムおはなしまつり、クリスマスおはなし会等を実施しました。
- ・ 外国語で書かれた児童図書の収集や、外国人講師による外国語レファレンスを実施しています。
- ・ 特別な支援が必要な子どものために録音図書・字幕入り映像資料等の収集、対面朗読室の運営等を行っています。
- ・ 夢づくり県立図書館読書フェスタで、中学生や高校生に人気のある作家の講演会や絵本講座、図書展示等を実施しました。
- ・ 県立図書館のティーンズコーナーにおいて、高校生による企画展示を実施しています。

課題

- ・ 県内全域ですべての子どもが自主的に充実した読書活動を行うことができるよう、県立図書館と高等学校、市町村立図書館を経由した小・中学校との図書資料の検索や搬送等の環境整備を推進するなど、県立図書館と学校図書館との連携が求められています。
- ・ 公立図書館のない町村や学校への支援が引き続き求められています。

【参考】 県内の公立図書館の児童図書の貸出し冊数の増加
約260万冊 (H13) → 約320万冊 (H17)

(2) 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進

成果

- ・ ボランティア・NPO等民間団体も含め、県全体で子どもの読書活動を推進する体制を整備するため、岡山県子ども読書活動推進会議を設置して、子どもの読書活動推進のあり方や各種施策の推進について協議しました。
(H15. 7月設置)
- ・ 岡山県子ども読書活動推進会議が中心となって、地域ぐるみの子どもの読書活動を進めるためのアイデア・ヒント集「おかやまどんどん読書実践事例集」を作成し、学校や読書グループの研修会等で活用することにより、様々な連携が進みました。
- ・ 図書館関係者、学校関係者、読書ボランティア団体等のネットワークの輪を広げるために県内3か所（教育事務所単位）で、「子ども読書活動ネットワーク構築事業」に取り組みました。(H16～H19)
その結果、読書ボランティア団体をはじめとする関係者による広域でのネットワークができ、独自に研修会・情報交換会を開催するなどの取組が始まっています。
- ・ 「生きる力をはぐくむ読書活動推進事業」(H14～17)の研究指定校や読書活動優秀実践校などの取組について、報告書の配付や研修会等を通じて成果の普及に努めました。

課題

- ・ 官民協働（パートナーシップ）による取組の成果を踏まえ、今後、より幅広く子どもの読書活動推進の意義を呼びかけ、さらに多くの県民の参画を促していくことが必要です。
- ・ 読書ボランティア団体等のネットワーク化や、そのネットワークを生かした新たな取組の深まり、本の選び方などの目的に応じた研修等による子どもの読書活動にかかわる人材の資質向上が必要です。
- ・ 家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係の部局、子育て支援団体等と一緒に、子どもの生活リズム向上に取り組み、その中で読書や外遊びなどを推進することが必要です。

【参考】 県内の読書ボランティア団体数の増加
131団体 (H15) → 190団体 (H17)

(3) 学校における子どもの読書活動推進

成果

- ・ 朝の読書に取り組む学校の割合は小・中学校で増加してきており、時間を確保することにより読書を楽しむことができたり、落ち着いて学校生活を送ることができたりするなどの効果もあり、定着しつつあります。
- ・ 小学生を対象にした「おもしろ読書事典」の作成・配付(H16. 3月)、その活用事例の募集をし、取組を広げました。(H17)
- ・ 学校図書館図書標準を満たしている学校の割合は、年々増加してきています。
- ・ 法令に基づき、司書教諭は、12学級以上の全て学校に配置しています。また12クラス未満の学校においても司書教諭の配置を行っている市町村もあります。
- ・ ボランティアを活用した読書活動の推進に取り組む学校の割合が、特に小学校において増加しています。

課題

- ・ 学校ぐるみで、朝の読書に取り組むなど、子どもの読書活動推進を引き続き図っていくことが求められています。
- ・ 子どもたちの読書活動を支援し、学校図書館教育を推進する校内のリーダーとしての司書教諭の資質の向上のために、研修の充実が求められています。同時に司書教諭の役割に対する教職員の理解と連携が必要です。
- ・ 国の新たな「学校図書館図書整備5か年計画」に基づく学校図書館図書標準達成のための予算措置や、学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置について、市町村に引き続き働きかけていくことが必要です。
- ・ 子どもたちに、コミュニケーション力などのもとになる「言葉」により多くふれさせたり、本から学んだり考えたりする姿勢を育てていくことが必要です。

【参考】 朝の読書に取り組む学校の割合

	[H15. 5月]		[H18. 9月]
○小学校	81.7 %	→	89.8 %
○中学校	60.5 %	→	73.2 %
○高等学校	17.9 %	→	16.9 %

(4) 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動推進

成果

- ・ 県立図書館において、図書館横断検索システム、インターネット予約サービス等を整備しました。
- ・ 子どもにも使いやすい「デジタル岡山大百科」を開設しています。(H16～)
- ・ 岡山・香川交流事業として、両県の小中学生対象に「チャレンジ！デジタルビデオ」「チャレンジ！デジタルアニメ」を実施しています。(H18～)

課題

- ・ 子ども自身が制作した情報作品をホームページに登録するなど、子ども向けの情報の充実と共有を図り、子どもが自ら調べられるようにすることが必要です。

【参考】 「デジタル岡山大百科」のコンテンツ数

41, 254 (H17. 3月) → 50, 270 (H19. 12月)

(5) 子どもの読書活動推進に関する理解・関心の啓発

成果

- ・ 岡山県子ども読書活動ホームページの開設、運営をしています。
- ・ 子ども読書の日(4月23日)の県内の取組を調べ、ホームページで紹介しています。
- ・ 岡山県子ども読書活動推進会議が中心となって、地域ぐるみの子どもの読書活動を進めるため、アイデア・ヒント集「おかやまどンドン読書実践事例集」を作成しました。(H17. 3月)(再掲)
- ・ 父親の読み聞かせなどを促す、親子どンドン読書事業を実施しました。
(H18～19)
- ・ 一日こども図書館フェスティバルを毎年開催しています。
- ・ 県立図書館の開館を契機に、第92回全国図書館大会岡山大会を開催しました。子どもの読書の分科会では、パネルディスカッションや事例発表、講演、意見交換が行われました。(H18. 10月)
- ・ 「子ども読書活動推進計画」策定研修会を実施しました。(H15. 5月)
- ・ 子育てや子どもの読書のポイントを紹介した「家庭教育手帳」を配付しました。

課題

- ・ 親子で一緒に1冊の本を読みながら心を通わせる、幼児期の家庭における読書の大切さや、父親が読み聞かせに参加をすることの大切さなどを一層啓発することが必要です。
- ・ 子どもの読書活動の重要性についての理解が、県内全域に十分浸透していないことから、県の研修会の持ち方を工夫するなど、全県的な推進ができるよう啓発に努め、子どもを取り巻く読書環境を充実していくことが必要です。
- ・ 「市町村子ども読書活動推進計画」を策定する過程で、自分の住んでいる地域の実態を調べることにより、子どもの読書活動の様子がわかり、読書関係者のつながりができ、市町村の総合的な子どもの読書活動推進に役立つなどのメリットが大きいことから、市町村における計画策定を一層促すことが必要です。

【参考】 県内の「市町村子ども読書活動推進計画」の策定状況

10市町で策定済 3市町で策定中（全27市町村） [H19. 9月現在]

第3章 基本の方針・重点プロジェクト

平成16年9月に開館した県立図書館を拠点に、県内の各機関・団体が連携した官民協働による子どもの読書活動を推進してきました。

本計画では、第1次計画の基本の方針を引き継ぎながら、さらに多くの県民の参画を促していくために「官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進」をはじめ、岡山らしさを生かした次の重点プロジェクトに取り組みます。

1 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進

県は、市町村立図書館、学校など行政関係の機関はもちろん、保護者、子どもの読書活動にかかわるボランティア・NPO、企業等とも連携しながら、県民総参加のもと、子どもたちがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組みます。

また、県は、子どもの読書活動推進に向けた新しい施策の先導的实施や、人材育成、さらに県内各地域の自主的な取組を支援します。

《重点プロジェクト》

- 岡山県子ども読書活動推進会議と協力して、県内の子どもの読書活動の状況調査や、読み聞かせボランティアをはじめとする関係者のニーズに基づいた資料作成や研修会等を行います。
- 家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係の部局、子育て支援団体等とともに、子どもの生活リズム向上を目指し、読書や外遊びなどを推進する取組を支援します。
- 子どもの読書活動や子どもの本にかかわる民間団体間の連携・協力の促進に向け、子ども読書活動推進ネットワークの交流や支援に努めます。
- 県は、読書ボランティア団体等に、積極的に子ども読書活動に関する情報を提供するとともに、研修会の講師の紹介等を行います。

2 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進

県立図書館は、児童資料部門を中心に、児童図書資料の整備や読み聞かせなどの直接的な児童サービスを提供するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携を図りながら、県全体の子ども読書活動推進のためのセンター的役割を果たします。

《重点プロジェクト》

- 新刊児童図書の新刊購入や児童図書研究書の購入など児童図書資料の整備を図り、県内の市町村立図書館、学校図書館を支援します。
- 児童資料閲覧室、児童図書研究室、おはなしのへや等を活用し、児童図書の収集・提供、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の実施、地域に在留する外国人の子ども等への図書館サービスの提供など、児童資料部門の充実を図ります。
- 県立図書館は、県下の高等学校図書館等に対し、県立図書館資料を貸出し搬送します。
- 子どもの読書活動を推進する関係者のための研修の充実に努めます。
- 対面朗読室を活用して朗読奉仕等を行うなど、特別な支援が必要な子どもの読書活動を支援します。

3 学校における子どもの読書活動推進

岡山県内の市町村には、すべての小・中学校に市町村費で学校図書館担当事務職員（学校司書）を配置するなど、児童生徒の読書活動の推進に先進的に取り組んでいるところがあります。

今後、学校図書館の蔵書や資料、設備等の読書環境を整備するとともに、学校教育の中で子どもたちの読書習慣の形成・確立を進め、豊かな読書力が身に付くよう取り組みます。

《重点プロジェクト》

- 学校における朝の読書や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の取組を奨励するとともに、学校関係者に対し、子どもの読書に関する意識の高揚を図ります。
- 確かな学力や豊かな人間関係を構築するための基盤となる「言葉の力」の育成に向け、学校における読書活動のあり方や推進の取組について「言葉の力向上委員会」で検討し、「言葉の力」向上に向けた実践事例集を作成します。
- 学校図書館の図書資料を計画的に整備します。
- 12クラス以上のすべての学校に司書教諭を配置するとともに、12クラス未満の学校への司書教諭の配置に努めます。
- 市町村の学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置について働きかけます。

4 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動推進

岡山県では、高速大容量の岡山情報ハイウェイの基幹回線と市町村役場を拠点とした各地域内の図書館、学校、公民館など、公共施設を結ぶ地域公共ネットワークが整備されており、今後、高速インターネット環境を活用して、県民がいつでもどこからでも利用できる読書環境の整備を進めます。

《重点プロジェクト》

- 県及び市町村立図書館間の図書の円滑な相互利用を進めるため、インターネットですべての公立図書館の蔵書が検索できる図書館横断検索システムや最寄りの市町村立図書館等での図書の提供を可能とする資料搬送システムの拡充を図ります。
- 県立図書館の蔵書については、インターネット予約システムを運用し、県民の図書館利用の利便性の向上に努めます。
- メディアセンターとしての立場から、県立図書館は、郷土に関する情報を百科事典的に知ることができる「デジタル岡山大百科」の充実を図るとともに、検索コーナーやアクセスコーナー、メディア工房を活用して、電子図書館サービスの向上に努めます。

5 子どもの読書活動推進に関する啓発

子どもは、読書する大人の姿に触発されて、読書意欲を高めるといった側面があります。そのため、まず大人自らが読書に親しむよう努めるとともに、広く県民の間に、子どもの読書活動を推進する気運が高まるよう、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めていきます。

《重点プロジェクト》

- 「子ども読書の日」（4月23日）を中心に全県的な広報啓発を推進し、県下各地で開催される取組への参加を促します。また、家庭における親子の読書の大切さを啓発します。
- 県主催の研修会等については、全県的な推進ができるよう、開催場所や内容を工夫します。
- ホームページの充実をはかり、子ども読書活動に関する積極的な情報提供を行います。その中で本のきめ細かな紹介をするため、目的にあったリストの収集を行い、紹介します。
- 県は、すべての市町村において、地域の実態に即した「市町村子ども読書活動推進計画」が策定されるように支援します。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

第3章に示した基本的方針・重点プロジェクトに従い、家庭・地域・学校等における取組を、「現状と課題」「施策の方向」に整理して示しました。

1 家庭・地域における子どもの読書活動推進

(1) 家庭における子どもの読書活動推進

現状と課題

子どもの読書習慣は、家庭での親子のふれあいや様々な体験、言葉かけなど、日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が積極的にかかわっていくことが必要です。

幼い子どもが物語の楽しさを味わうためには、おはなしをしてくれたり、本を読んでもらったりする人の存在が不可欠です。文字が読めるようになった子どもでも、子どもが想像力を働かせて物語の世界に入り込み、豊かな感情体験をするためには、しばらくは信頼できる身近な大人に語ったり読んだりしてもらうことが必要で、映像メディアではそのかわりにはなりません。図書館等で行われる読み聞かせの催しを利用するにしても、子どもが幼い間は、保護者などが付き添って一緒におはなしを楽しむのが望ましい形です。

0歳児健診時等に行われるブックスタート事業（類似の事業を含む）では、より効果的な活動にするために、教育委員会と子育て支援関係の部局との連携の強化が課題となっています。

今日の急激な情報化の進展の中で、子どもたちの情報メディアとの過剰接触や、直接体験の不足、心身の健康への影響などに対する懸念が指摘されています。例えば「ノーテレビ・ノーゲーム」週間等に取り組み、テレビやゲームやインターネットの時間を減らし、読書や外遊びを増やしていくことが大切です。

そのため、家庭教育支援を進める中で、家庭における子どもの読書活動が推進されるよう、より多くの保護者が参加する家庭教育講座や交流会、講演会等の学習機会を充実することが求められています。

施策の方向

- ① 家庭教育に関する学習機会等を通じた、保護者に対する読書活動の重要性の理解の促進
 - 妊娠期、乳幼児やこれから小学校に入学する子どもを持つ保護者、思春期の子どもを持つ保護者など、子どもの発達段階に応じた家庭教育講座や、地域における子育て支援のための場や交流活動の機会の提供を通じ、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図ります。

- 子育てヒント集である「家庭教育手帳」を配付し、乳幼児期から家庭における読み聞かせを行うことや、思春期までに自主的な読書の習慣が身に付くように支援することの重要性について理解を促します。

② 家庭における読書活動への支援

- 教育委員会と子育て支援関係の部局が連携し、市町村のブックスタート事業等を引き続き支援するなど、親子がふれあう家庭での読み聞かせを推進します。
- 図書館や児童館等の各施設や家庭・地域文庫や読書にかかわるボランティア団体等で実施される、読み聞かせやストーリーテリングなどの情報を提供し、家庭における読書活動の充実を支援します。

③ 「ノーテレビ・ノーゲーム」週間等への取組

- 家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係の部局、子育て支援団体等とともに、「ノーテレビ・ノーゲーム」週間等の、子どもの生活リズム向上を目指し、読書や外遊びなどを推進する取組を支援します。また、メディアリテラシーについての理解を図ります。

(2) 地域における子どもの読書活動推進

図書館の取組

現状と課題

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることでできる場所であり、また、読書を通じた学びの場であるとともに、静かにくつろいで過ごせる癒しの空間という面ももっています。保護者にとっては、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

また、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方のサポートなど、子どもの読書活動を推進する上で、図書館は重要な役割を果たしています。

さらに図書館は、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供等も行っています。

県では、県立図書館において、児童資料部門を中心に直接的な児童サービスの充実を図るとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携を図りながら、県全体の子どもの読書活動推進を図っていくことが重要と考えています。また、市町村合併により広域化した地域の図書館サービスや、子どもの読書活動推進のあり方も重要な検討課題となっています。

施策の方向

① 図書館における子どもの読書活動推進のための取組

- 県立図書館は、県全体の子どもの読書活動推進のセンターとして以下のような取組を行います。
 - ・ 子どもに対するサービスの実態や取組等に関する様々な情報を収集するとともに、新刊児童図書の特集購入や児童図書研究書の積極的な収集を行い、子どもの読書活動にかかわっている司書、学校図書館担当事務職員（学校司書）、学生等の調査・研究活動を支援します。
 - ・ 児童資料閲覧室、児童図書研究室、おはなしのへや等を活用し、来館する子どもに対し図書の提供や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の直接サービスを行います。
 - ・ 日常、子どもに接している市町村立図書館等への支援のために、十分な児童図書の収集・保存に努めます。
 - ・ 欧米をはじめ、可能な限り世界各国の外国語児童資料を収集し、市町村立図書館等の支援や子どもへの直接サービスを行うとともに、外国語児童資料に関する利用案内やレファレンス・サービスにも努めます。
 - ・ 市町村立図書館等の司書、司書教諭、学校図書館担当事務職員（学校司書）、ボランティア等を対象に、読み聞かせやストーリーテリング、優れた本の選択等の技術向上をめざす研修を実施します。
 - ・ 県立図書館でのボランティア活動を希望する県民を対象に、ボランティア養成講座を実施します。
 - ・ 読書の楽しさや必要性を理解してもらうための講演会や講座の実施に努めます。
 - ・ 保護者やボランティアなど子どもの読書活動にかかわる大人に対し、子どもの本の紹介に努めます。
 - ・ 小学生を対象に、読書活動の推進・国語力向上のための音読に取り組みます。
 - ・ 読書関係団体と連携し、読書へのきっかけづくり等の読書活動を推進する取組を支援します。
- 県は、地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、幼稚園、保育所等の関係施設・機関と連携し、子どもの読書活動を推進する取組の充実に努めます。
- 県は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月文部科学省告示）に基づき、市町村立図書館に対し、以下のような取組が一層推進されるように促します。
 - ・ 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書資料の収集・提供、子どもの読書活動を推進するため

の読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介など、子どもの成長・発達に合わせたサービスの実施に努めること。

- ・ 子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能などを有する住民のボランティアとしての参加を一層促進すること。
- ・ 活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など、諸条件の整備に努めること。
- ・ 地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語児童資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めること。

公立図書館の整備・充実

現状と課題

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書ができる環境を整備することが大切です。

図書館は、子どもが、学校外で本と出会い自主的に読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たしています。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、図書館の設置に努めることが示されています。現在、岡山県内においては、図書館を設置している市町村は合併により、27市町村中24市町、59館(H19.12月)となっています。

未設置の町村については、その設置について積極的な検討を行うとともに、図書館が設置されるまでの間は、公民館図書室に専任の職員(司書有資格者が望ましい)を配置し、計画的に子ども向けの図書を収集・提供するなど、子どもの読書環境の整備に努めることが期待されます。

既に図書館の整備が行われている市町においても、児童室・児童コーナーの設置など子どもの読書活動推進に向けた取組を進めるとともに、広域化したエリアでのサービスが低下しないよう、地域の実情に応じて、分館や地域の図書室、移動図書館車、図書館バス(子どもや高齢者を送迎するバス)、さらには公民館図書室の整備などによる全域サービスを目指し、子どもの生活圏域での読書環境が充実するよう努めることが期待されます。

しかし、個々の市町村立図書館が、子どもの多様な読書ニーズにすべて対応することは困難なことから、県立図書館が県内の図書館ネットワークの中核として市町村立図書館を支援するなど、子どもに対するサービスを全県に広めていくことも今後の課題です。

また、子どもの読書活動を推進していくためには、市町村立図書館に図書資料を整備するとともに、児童・青少年用図書の蔵書・貸出し情報やおはなし会の開催など、子どもの読書活動の機会に関する情報を、ちらしやホームページなどで積極的に地域住民に提供することが必要です。

さらに、公立図書館には、児童・青少年用図書や児童文学に関する広範な知識と、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書を配置することや、特別な支援を必要とする子どもが、地域において自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することが求められています。

施策の方向

① 地域における子どもの読書環境の整備

県立図書館は以下のような取組を行います。

- 図書館未設置町村に対し図書館設置について適切な助言・支援等をし、図書館設置の機運を醸成する働きかけに努めるとともに、当面、公民館図書室等を配本所とする補完的サービスを行います。
- 市町村立図書館に対して図書館運営に関する助言等を行うため、また、地域の読書環境の実態を把握するために巡回協力を行います。
- 市町村立図書館、学校図書館その他関係機関の中核として、図書の貸借等の連携や情報交換をはじめ、次の施策を推進します。
 - ・ 県内公立図書館の総合目録として、図書館横断検索システムの拡充を図り、最寄りの図書館への資料搬送システムを充実します。
 - ・ 県立図書館の蔵書については、インターネット予約システムの利用拡充に努めます。
 - ・ 自館の資料保存だけでなく、全県的立場から資料保存センターとしての役割を果たします。
 - ・ 市町村立図書館と学校図書館等とのネットワークの構築を支援します。
 - ・ 司書等の資質向上のための研修・研究の機会を提供します。
 - ・ 国立国会図書館と県内の他の図書館との連絡窓口としての役割を果たします。
 - ・ 岡山県図書館協会、岡山県学校図書館協議会等との連携を図りながら、図書館間の連絡調整に努めます。

② 図書館の図書資料の整備や情報化の推進

- 市町村立図書館の図書資料の整備については、基本的には地方交付税により措置されており、各地方公共団体において、計画的な整備が図られるよう促します。
- 県立図書館において、司書、学校図書館担当事務職員（学校司書）、学生など、子どもの読書活動にかかわっている人々を支援するため、新刊児童図書の全点購入や児童図書研究書の購入を計画的に行います。
- 県立図書館において、市町村立図書館、学校図書館等を十分支援できる図書資料の整備に努めます。
- 県立図書館は、開設間もない市町村立図書館や、活動が十分でない図書館へ相当

量の図書資料を一括して貸出し、その活動の支援ができるよう協力用図書の整備を図ります。

- 図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動推進のため市町村立図書館における移動図書館車等の整備を促します。
- 図書館業務へのシステム導入をはじめ、地域住民への図書館情報の発信のためのホームページの開設や、インターネット情報を提供する利用者のための開放コンピュータの設置など、図書館の情報化を一層推進します。
- 県立図書館を「メディアセンター」として位置付け、次の各種の電子図書館サービスを実施します。
 - ・ 子どもにも使いやすい「デジタル岡山大百科」を運用して、郷土資料・情報をホームページで積極的に発信・提供します。
 - ・ アクセスコーナーでは、インターネット情報をはじめ各種電子情報を提供します。
 - ・ デジタルメディアの編集・加工・開発のための施設・設備（メディア工房）の積極的な活用を図ります。
 - ・ 地域における図書館の電子化の支援と、県立図書館の情報通信基盤の充実を図ります。
- 県立図書館の児童資料閲覧室や児童図書研究室、おはなしのへやを活用し、子どもの読書活動を支援するとともに、子どもの読書活動を推進する関係者の研修の場を確保します。
- 県立図書館のティーンズコーナーでは、中高生向けの各種資料を整備展示するとともに、作品展示など中高生の参画も得ながら読書活動の推進にかかわる情報提供を行います。

③ 司書の資質向上・研修の充実

- 県立図書館では、子どもの読書活動を全県的に推進する観点から、児童資料部門の高度化、専門性に十分対応し、市町村立図書館職員を支援するために司書の資質向上・研修に努めます。
- 県立図書館は、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動を行う民間団体の支援を担当する市町村立図書館司書に対し研修を実施するなど、司書の資質の向上に努めます。

④ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動推進のための諸条件の整備・充実

- 県内各図書館において、施設整備面での配慮、及び大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努め、貸出し及び閲覧業務の実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等が推進されるよう促すとともに、「声の図書」の増刷・普及に協力する朗読ボランティアの養成を行うなど、特別な支援を必要とする子どもの読書活動の

推進のための条件が整備・充実されるよう促します。

- 県立図書館は、ユニバーサルデザインに配慮し、布絵本・録音図書・字幕入り映像資料等の収集を行い、特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援します。
- 県立図書館の対面朗読室を活用し、朗読ボランティアの協力による録音図書作り等を行うとともに、そのためのボランティア養成講座を開設します。

図書館間の連携・協力等

現状と課題

子どもの読書活動を一層推進していくためには、県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、さらに大学図書館や「国際子ども図書館」も含め、図書館同士が連携・協力を行うことが大切です。

施策の方向

① 図書館間等の連携・協力

- 県立図書館は、市町村立図書館では解決できないレファレンスを引き受け、回答するために、児童資料関係の参考図書、基本図書等を整備するとともに、レファレンスを充実します。
- 県立図書館は、県下の高等学校図書館等に対し、県立図書館資料を貸出し搬送します。
- 市町村立図書館と様々な機関が、次のような連携・協力を推進するよう促します。
 - ・ 公民館図書室や学校、幼稚園、保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやおはなし会などを実施する。
 - ・ 保健所・保健センターで実施される健診の際に、司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に伝達する。
 - ・ 関係機関が連携・協力して、ブックスタート等を実施する。
- 図書館職員が学校を訪問したり、あるいは児童生徒が図書館を訪問したりすることによって行われる、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の取組を促します。

② 大学図書館や「国際子ども図書館」との連携・協力

- 県立図書館は、大学図書館と連携して、児童書関連資料等の相互貸借を進めたり、レファレンスの充実を図ったりします。また、市町村立図書館と大学図書館との連携・協力を支援します。
- 県立図書館は、「国際子ども図書館」との間で、資料の収集・提供・保存、あるいは児童図書やサービスにかかわる各種情報の収集・提供などの面で、幅広い連携・協力を図ります。また、図書館や学校図書館に、「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促します。

児童館や公民館等における取組

現状と課題

児童館は、子どもの健全な遊びを通して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設であり、子ども用の本を備え付けています。児童館の図書室では、保護者やボランティアと連携した活動が活発に行われているところがあります。また、保健センターにも、子ども用の本が置かれていたり、子どもの健診時に読み聞かせが行われたりしているところがあります。

さらに、放課後子ども教室や放課後児童クラブ（学童保育）の活動にも、参加する子どもたちへの読み聞かせ等が取り入れられており、今後は、こうした子どもの居場所における読書活動を一層推進することが期待されています。

公民館では、ボランティアによって読み聞かせやおはなし会等が行われたり、父親の読み聞かせ講座が開かれたりしており、地域の子どもの読書活動推進や読書グループの拠点になっているところがあります。今後は、こうした社会教育施設を有効に活用した取組が県下全域に広がっていくように、市町村へ働きかけていくことが必要です。

施策の方向

- ① 児童館・保健センターや放課後児童クラブ等、子どもの居場所における子どもの読書活動推進
 - 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動が推進されるよう市町村へ働きかけます。
 - 本の選び方や子どもの読書にかかわるネットワークを広げるための研修会等への参加を呼びかけます。
- ② 公民館における子どもの読書活動推進
 - 公民館で行われている先進的な事例を紹介するなど、公民館での子どもの読書活動の活性化に向けて、市町村に働きかけます。
 - 団塊の世代や、これから大人になる高校生や大学生等、地域の人々による読み聞かせ等の読書活動が推進されるように市町村へ働きかけます。

民間団体等との連携・協力

現状と課題

子どもの読書活動にかかわるボランティア・NPO等民間団体、さらにPTA等社会教育関係団体には、子どもの読書活動推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進する上で大きな期待が寄せられています。

県内では、平成17年度には約190の家庭・地域文庫、読書グループにより、草の根的に文庫活動、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等が行われています。子どもが好きな本や、忘れられかかっている古い本ではあるが大人がぜひ伝えたいと思うような本やおはなしを届ける取組が行われています。しかし、会員の減少や活動資金等に悩みを抱えているグループもあります。

また、学校で読み聞かせをするボランティアは近年増加しており、学校での読書活動が充実したものになってきています。しかし、「どんな本を読んだらよいか」とか「読み聞かせの基本を学びたい」という声がボランティアから聞かれるなど、その支援を引き続き行うことも課題となっています。

県内には、子どもの読書活動を支援している団体・企業もあり、今後、子どもの読書活動のための連携を図っていくことが必要となっています。

民間団体等による自主的な子ども読書活動ネットワークの構築を支援するために、県では、平成16年度からの4年間、「子ども読書活動ネットワーク構築事業」に取り組み、読書ボランティア団体等を核にした研修会を実施して、ネットワークの構築に努めてきました。今後はこうした子ども読書活動ネットワークの主体的な取組に期待が寄せられています。

施策の方向

① 民間団体等の活動支援

- 県立図書館は、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動を行う民間団体の支援を担当する市町村立図書館司書に対して研修を実施し、市町村での子どもの読書活動の活性化を図ります。
- 学校で読み聞かせをするボランティアのために、活動の参考となるリーフレットなどの資料を作成し配付します。
- 家庭・地域文庫、読書グループ等と密接に情報交換を行い、それらの活動の情報発信を支援します。
- 「子どもゆめ基金」(独立行政法人国立青少年教育振興機構)を民間団体に紹介し、文庫活動や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介など、民間団体が行う取組を支援します。

② 子ども読書活動ネットワークの支援

- 市町村立図書館とともに、民間団体間及び関係機関の連携・協力の促進を図ります。
- 民間団体等の主体的な取組ができるための環境づくりに努めます。
- 公益性が高く、協働による効果が期待できる事業の提案を民間団体等から募集します。
- 県内の企業等との連携・協力のあり方について研究します。

2 学校等における子どもの読書活動推進

(1) 学校等における子どもの読書活動推進

現状と課題

幼稚園教育要領では、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。」という指導事項が示されています。また保育所保育指針には、子どもの年齢に応じて、保育のねらいや内容・配慮事項等が定められており、年齢に応じた、絵本の読み聞かせや読書、紙芝居等を取り入れた保育が求められています。

子どもが絵本を読んだり、おはなしを聞いたりして、想像上の世界や未知の世界に出会い、様々な思いを巡らし、その思いなどを大人や友達と共有したりすることは大切で、その後の読書活動の基礎となります。

幼稚園や保育所では、子どもが絵本やおはなしに親しめるように、絵本の読み聞かせやおはなし会などが行われています。また、家庭への絵本の貸出しや保護者による読み聞かせを行い、子どもの読書活動の重要性を伝える取組も行われています。

こうした取組をさらに充実させるために、教員や保育士が読書活動に対して理解を深め、多様な取組を工夫することが必要です。また、家庭・地域文庫、子どもの読書活動にかかわるボランティア団体等との一層の連携や、未就園児とその保護者に対する情報提供も求められています。

学校における読書活動は、従来から国語科を中心に各教科等での学習活動を通じて行われており、子どもが読書習慣を身に付け、確かな学力の基盤を形成する上で大きな役割を担っています。

平成16年2月の文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」では、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが大きな目標とされ、「国語教育」と「読書活動」が目標達成のためのポイントとされています。

学習指導要領では、小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書を生活に役立て、自己を向上させようとする態度を育てる」ことなどが目標とされています。高等学校の国語科においても、「学校図書館を計画的に利用することを通して、読書意欲を喚起し読書力を高めるとともに情報を活用する能力を養うようにする」ことなどが、内容の取り扱いにおける配慮事項とされています。

また、学校においては各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動が展開されており、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、より一層、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが求められています。

さらに、各学校での取組として、児童生徒による図書委員会の活動も工夫されています

が、こうした自発的・主体的な活動が広がり、読書活動がより活発に展開されることが大切です。

現在、県内の学校では、読書の楽しさとの出会いをつくることを目的とした朝の読書の取組が広がりを見せ、定着しつつあります。また、学校独自の読書週間を設けたり、読書会を行ったりするほか、司書教諭や学級担任、学校図書館担当事務職員（学校司書）などの教職員や保護者、ボランティア等が、児童生徒一人ひとりに適した本を紹介したり、読み聞かせやストーリーテリングを行ったりするなど、読書習慣を身に付ける工夫をしている学校も多くあります。

本との出会いをより豊かにするために、さらに朝の読書や図書委員会活動の活性化の取組を奨励したり、学校図書館にゆったりとしたスペースを設けたりして、児童生徒が進んで読書を楽しみ、読書習慣を身に付けるようにすることをより充実していくことが必要です。

また、学校関係者に対し、読書を楽しむ子どもの心に共感する態度の育成や児童生徒の読書に関する意識の高揚を図ること、さらに特別な支援を必要とする子どもの読書活動推進を図ることも課題となっています。

さらに、学校図書館を活用した学習活動や日々の読書指導の充実を図るためには、司書教諭をはじめ、すべての教職員が連携して児童生徒の学習活動・読書活動を推進するとともに、多様な経験を有する保護者や地域の社会人、ボランティア等の協力を得ながら、児童生徒が読書に親しむ態度を育成することが大切です。

施策の方向

① 幼稚園や保育所における子どもの読書活動推進

- 幼児期に子どもが読書の楽しさと出会うため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、県教育委員会が実施する各種研修会等において、教員及び保育士の理解を図ります。また、幼稚園や保育所において豊かな心を育成するため、絵本や物語に親しむ環境整備をします。
- 幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等を行うことは重要であることから、幼稚園や保育所等の教員及び保育士の理解を促進するとともに、保護者等に絵本と親しむことを通して、親子が心を通わせることの大切さや家庭における絵本の読み聞かせのもつ意味などを伝えていきます。
- 家庭・地域文庫、子どもの読書活動にかかわるボランティア団体等との一層の連携を促します。
- 幼稚園や保育所で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中で、読み聞かせ等を推進します。

- 幼稚園・小学校の合同授業や中学校における職場体験活動、高等学校におけるインターンシップ、さらに児童・生徒の委員会活動等を通して、小学生・中学生・高校生が、幼稚園や保育所の幼児に読み聞かせ等を行う取組を広げます。

② 学校における児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

- 県内の学校に定着しつつある朝の読書の実践や、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介、図書委員会活動の活性化などの取組を一層奨励します。
- 学校において本の推薦コーナーを設けるなど、児童生徒の興味・関心を喚起するよう工夫し、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促します。
- 学校が家庭・地域と連携して、読書活動を推進するモデルを掲載した事例集を活用し、普及を図ります。
- 児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、県総合教育センターが実施する各教科・領域の研修講座や司書教諭研修講座等において、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介を行うなど、教職員の指導力の向上、学校図書館や地域の公共図書館等を活用した指導の充実に努めます。

③ 学校関係者の意識高揚

- 学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報提供等を行うとともに、管理職をはじめとする学校関係者に対し、その推進について働きかけます。
- 「確かな学力」を育成するために読書活動の充実は大切です。確かな学力や豊かな人間関係を構築するための基盤となる「言葉の力」の育成に向け、学校における読書活動のあり方や推進の取組について「言葉の力向上委員会」で検討し、国語力向上に向けた実践事例集を作成します。
- 各学校における校内研修や学校図書館関係の研究会などを通じ、学校教育の中で読書活動の位置付けの明確化や子どもの読書活動に関する教職員間の連携を促します。

④ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- 特別な支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用を促します。
- 視聴覚障害情報ネットワークの活用などにより、学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を推進します。

(2) 学校図書館等の整備・充実

現状と課題

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。特に学校教育においては、様々な体験活動を通して、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」をはぐくむことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。

国は、学校図書館の図書資料の整備・充実が十分には図られていないとの調査結果から、平成18年度に、学校図書館図書標準を達成するための新たな「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、平成19年度からの5年間で総額1000億円の地方交付税措置が講じられています。また、教育用コンピュータやインターネット接続には、地方交付税措置による整備が進められているとともに、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室の学校図書館への改修や、校舎の新增改築に際して国庫補助が行われています。

今後、読書活動の充実を図るため、より一層の図書資料の計画的整備、学校図書館施設・設備の整備・充実及び情報化の推進が課題となっています。

さらに、学校は、親子で本を読むことができる身近な場所として、児童生徒を含む地域住民に対し、図書館を積極的に開放することも求められています。

施策の方向

① 学校図書館図書整備5か年計画による図書資料の計画的整備

- 新たな「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料の計画的な整備を図り、学校図書館図書標準の達成に向け、各市町村に働きかけます。
- 県立学校においては、各学校の実情に沿った計画的な整備・充実を図ります。
- 私立学校に対しては、図書資料の整備が促進されるよう、私学への助成に努めます。

② 学校図書館施設・設備の整備・充実

- 各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動の充実を視野に入れた環境整備等を促します。
- 学校の余裕教室を読書コーナーとして活用するなど、児童生徒にとって利用しやすい環境になるよう改善を促します。

③ 学校図書館の情報化の推進

- 学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータが、学校図書館にも効果的に配置されるよう、国の方針に沿って、地方交付税措置による整備を促します。
- 学校間及び学校と公立図書館との間で、自校にない蔵書の検索や図書搬送システムなどモデル的な事例を紹介し、貸出しの円滑化と学校図書館機能の充実が図られるよう促します。

④ 司書教諭の発令の促進、学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置やボランティアの協力

- 12クラス以上のすべての学校に、司書教諭を配置します。また、12クラス未満の学校にも必要に応じて配置するよう努めます。
- 司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、司書教諭の役割等に関する校内での共通理解を図るとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促します。
- 市町村の学校の学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置について働きかけます。
- 児童生徒に対する読み聞かせやストーリーテリング、本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行うブックトーク、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動において、地域のボランティア等の人材の活用を促します。

⑤ 学校図書館の開放

- 休日や長期休業日においても、児童生徒を含む地域住民に向けて、安全管理体制なども含め、学校や地域の実態に応じて学校図書館の開放が進むよう促します。

⑥ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

- 幼稚園や保育所において、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、蔵書の充実や安心して図書に触れることができるようなスペースの確保を促します。
- 幼稚園や保育所において、保護者、ボランティア等と連携・協力するなど、図書の整備を図るよう促します。
- 市町村立図書館等の協力を得て、より一層、発達段階に応じた図書が選定されるよう配慮を促します。

第5章 子どもの読書活動推進体制の整備及び広報啓発等

1 子どもの読書活動推進体制の整備

現状と課題

全県的な子どもの読書活動推進に向けて、市町村立図書館、学校などの機関、子どもの読書活動にかかわるボランティア・NPO、企業等とも広く連携しながら、県民総参加のもと、子どもたちがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組むことが大切です。

そこで、官民の連携・協力の具体的な方策について検討したり、関係者間の情報交換等を行ったりするため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備することが重要です。

また、市町村は、身近な地方公共団体として、その役割は特に重要であることから、県は、市町村の実態や住民の要望等に応じた「市町村子ども読書活動推進計画」の策定を促したり、市町村相互の連携・協力体制の整備を図ったりする必要があります。

施策の方向

① 推進体制の整備

- 県内の総合的な読書活動推進のために、岡山県子ども読書活動推進会議とともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携・協力を図り、具体的な施策を実施します。
- 子どもたちの健やかな成長を目指し、子育て支援関係の部局等との連携を深め、子育て支援・家庭教育支援施策と関連づけた取組を推進します。
- 市町村の担当者を対象に、第2次計画の趣旨、子どもの読書活動推進の意義、市町村との役割分担等についての説明や協議などを行う研修会を開催し、市町村の推進計画策定や推進体制の整備を支援します。
- 地域全体で子どもの読書活動を推進するため、県及び市町村の図書館職員、学校関係者、ボランティア等が連携・協力した研修会を開催します。

② 県立図書館を中核とした連携・協力体制の整備

- 県立図書館を県域の読書活動推進のセンターとして位置付け、県と市町村との役割分担の検討や、連携・協力体制の整備に努めます。
- 市町村間相互の連携・協力体制の整備や市町村合併に伴う広域的なサービスのあり方等について必要な助言や情報提供等を行います。
- 読書ボランティア団体等の情報収集に努め、そのネットワーク化と、主体的な取組を支援します。

2 広報啓発及び特色ある取組の奨励等

現状と課題

「子ども読書の日」（4月23日）は、平成13年に公布、施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととされています。

平成19年度には、県立図書館をはじめ、岡山県内の市町村立図書館、公民館、学校など計60か所で約120の事業が実施されました。また、民間団体等も独自に事業を行うなど、子どもの読書活動推進に向けた県民の気運は高まってきています。

今後、11月1日の「おかやま教育の日」や「秋の読書週間」などの機会もとらえながら、広く啓発活動を行い、社会全体で子どもの読書活動推進に取り組んでいくことが必要です。

また、現在、各種情報の収集・提供のために「学校図書館の現状に関する調査」「子ども読書の日に関する取組予定調べ」等の調査を実施していますが、今後、地域全体で子どもの読書活動を推進するためには、岡山県内の子どもの読書活動の実態や、各市町村、学校、図書館、民間団体等における様々な取組等に関する情報をデータバンク化し、子どもの読書活動に関する情報に対して多くの県民が容易に接し、活用できるようにすることが必要です。

さらに、子どもの読書活動推進に向け、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行い、その取組の奨励を図ることは、子どもの読書活動を推進する上で意義あることです。また、図書にかかる各種リスト等の関係機関への配付などを通して、家庭や地域に周知・普及することも必要です。

施策の方向

① 全県的な広報啓発

- 「子ども読書の日」に合わせ、おはなし会や資料展示会などを中心とする県事業を実施するとともに、学校、図書館、子どもの読書活動推進に取り組む民間団体等と広く連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の配布等により、全県的な広報啓発を推進します。
- 子どもの読書活動推進をより広く啓発するためのフォーラム等を開催します。
- 「子ども読書の日」や「秋の読書週間」を中心に、その趣旨にふさわしい行事が県内各市町村で活発に実施されるよう促します。

② 県のホームページによる関連情報の広範な提供

- 県内の各図書館や団体等の取組についての情報をはじめ、全国の様々な子どもの読書活動に関する情報への窓口となる子ども読書活動推進ホームページの充実を図ります。

③ 県内の子ども読書活動状況調査の実施

- 子どもの読書環境改善のために、目的にあわせて県内の子ども読書活動の状況に関する調査を行います。

④ 特色ある取組の奨励と図書を選定・普及

- 国、県等の表彰制度により、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、その取組の奨励を図るとともに、実践例をホームページなどを通して、広く提供します。
- 県立図書館は、図書館や子どもの読書団体等が作成する児童・青少年図書の各種ブックリスト・テキスト・リーフレット等を積極的に収集するとともに、図書館や関係機関へ配付します。

【表彰制度の例】

- 「子どもの読書活動優秀実践校」文部科学大臣表彰
- 「子どもの読書活動優秀実践図書館」文部科学大臣表彰
- 「子どもの読書活動優秀実践団体（者）」文部科学大臣表彰
- 岡山県教育委員会教育関係功労者表彰
- （社）読書推進運動協議会「優良読書グループ」「読書推進賞」表彰

3 財政上の措置

県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。